

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年4月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和5年5月19日から同年6月8日まで縦覧に供する。

令和5年5月12日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 向井第一地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 浅堀地区	〃
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 古水3号地区	〃
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川東地区	〃